長野県消費生活審議会 議事録

- ○日 時 平成25年(2013年)9月2日(月) 午後1時30分から3時30分
- ○場 所 長野県庁西庁舎 110 号会議室
- ○出席者

審議会委員

足立正則委員、久保田勝士委員、小金玲子委員、鶴田敦子委員、宮入千恵子委員、山 岸重幸委員、織田ふじ子委員、重千富委員、田口洋子委員、南沢好恵委員、山岸めぐ み委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、林部勤委員

県側

長野県消費生活室長兼長野消費生活センター所長 逢沢正文、課長補佐兼企画指導係 長 樋口隆教、課長補佐兼相談啓発係長 阿部明子、松本消費生活センター所長 林 信一、飯田消費生活センター所長 上沼和則、上田消費生活センター所長 増田隆司 ほか

1 開 会

【事務局 消費生活室 樋口課長補佐】

それでは、全員おそろいですので、ただいまから、「長野県消費生活審議会」を開会 いたします。

本日は、大変お忙しい中、また天候が悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがと うございます。

私は、当審議会の事務局を務めております、長野県企画部消費生活室の樋口でございます。どうぞよろしくお願いします。しばらくの間、私の方で、司会の進行を務めさせていただきます。それでは、開会にあたりまして、加藤さゆり副知事からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

【加藤副知事】

皆さん、こんにちは。今日は、消費生活審議会を開催しましたところ、委員の皆様、大変ご多用の中、また、お足元の悪い中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、3期の消費生活審議会の改選ということで委員の皆様方には、委員ご就任をご快諾いただきまして本当にありがとうございます。

また、ご出席の皆様におかれましては、日頃から長野県政の推進のためにご理解、ご協力をいただておりまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、平成24年度の消費生活についての相談件数は、1万5千件ございました。消 費者被害に遭われた方の中で、消費生活センター等にご相談なさる方というのは、非常 に一部の方というのが、私どもの世界では、みんなが認識しているところでございます。 この、1万5千件という数も相当なものでございますが、これ以外にも数多く被害に 遭われて、そのままの方達も多数いるんだろうなと考えております。このご相談の内容 も非常に悪質と思われる相談が目立っております。連日新聞、テレビ等でも報道されて いますとおり、その消費者被害の1件当たりの被害額が非常に高額になっている。この 1月にも、阿部知事から特殊詐欺の被害額前年同時期と比べましても相当な額、1億円 に上ったりしましたのを契機としまして、非常事態宣言を出させていただいたところで ございます。急増しているこの特殊詐欺の被害額だけを見ましても、非常に危機感を高 めているところです。こうした中で、県、市町村、また県警とも連携しながら、お年寄 りをはじめといたしまして、県民を消費者被害から守る取り組みというのを、県民協働 で進めていかなければ本当にいけないというふうに思っています。県民協働というのは、 この4月から長野県では、確かな暮らしが営まれる美しい信州を基本目標にいたします 新たな5か年計画、しあわせ信州創造プランというのをスタートさせていただきました ところでございますけれども、是非、県、市町村、県警とも、もちろん連携を取りなが ら、消費者行政を強力に進めていかなければいけないと思っておりますけど、県民との 協働ということなくして確かな暮らし安全・安心を築いていくということは、非常に難 しいのではないかというふうに、私は問題意識をもっているところでございます。

今日の審議会のテーマでございますが、消費生活の基本計画につきまして、今日はご 審議をいただき、これからの県の消費者施策を効果的に推進していく計画としていきた いと思っていますので、是非委員の皆様におかれましては、大所高所から忌憚のないご 意見を頂戴したいとこんなふうに考えているところですので、何卒よろしくお願い申し 上げます。

それから、計画のみならず、長野県の消費者施策を積極的に推進していくうえで、計画にとらわれることなく、また、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

3 委員紹介

【樋口課長補佐】

ありがとうございました。次に、当審議会委員の改選について、ご報告申し上げます。 平成25年8月6日付けをもちまして、第2期の消費生活審議会の委員さんの任期が終 了となっております。 第3期15名の審議会委員の皆様におかれましては、お手元にお 配りさせていただきました名簿のとおりでございます。

それでは、今回、初顔合わせということでございますので、大変僭越ではございます

が、事務局の私からご紹介を申し上げたいと思います。

(席順により委員を紹介)

従いまして、本日の出席状況でございますが、委員総数 15 名中、塚田委員を除く 14 名の皆様に ご出席をしていただいております。長野県消費生活条例第 40 条で準用する 第 28 条第 2 項の規定によりまして、過半数の委員さんのご出席をいただいております ので、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に、県側の出席者を紹介いたします。

委員名簿の裏面をご覧ください。加藤副知事のほか、消費生活に関連する業務を行っている課の職員といたしまして、消費生活庁内連絡員、県消費生活センターと消費生活室の職員が出席をさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

4 会長選任

【樋口課長補佐】

それでは会議事項(1)の当審議会の「会長の選任について」お諮りしたいと思います。 会長につきましては、長野県消費生活条例第40条で準用する第27条第1項の規定によりまして、委員の互選となっております。

この件につきまして、何かご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【足立委員】

私は、山岸重幸委員さんにお願いができればと思っております。これまでの消費者問題への専門的なお立場での取り組みと、第2期審議会において職務代理者という任務を果たしていらっしゃったということでございまして、山岸重幸委員を推薦申し上げます。

【樋口課長補佐】

ただいま、足立委員から山岸重幸委員を会長に推薦するというご発言がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手)

それでは、当審議会の会長は山岸重幸委員と決定をさせていただきます。

会長に就任されました山岸委員には、中央の会長席に、ご移動いただきまして、一言 ご挨拶をお願いします。

【山岸会長】

ただいま、会長に指名していただきました長野市で弁護士をやっております、山岸と申します。諸先輩方、また消費者問題に造詣が大変深い方々が多数おられる中で非常に僭越ではございますが、ご指名いただきましたので精一杯努めさせていただきたいと思います。

また、委員の先生方には、実り多い機会になりますように是非ご協力の程をよろし くお願いします。簡単に、自己紹介をさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、長野市で弁護士をしております。そんなに簡単に 弁護士になったわけではありませんが、今、53歳で登録17年目になります。その 中で登録当時から消費者問題をやってきまして、最初の頃は、消費生活センターで勉 強をさせていただく機会もあって、いろいろ思い出深い所ですが、その時から消費者 問題というのは、それぞれの被害額はそんなに大きくなかったですが、なかなか法律 的には高度で、難しい最先端の議論をせざるを得ないという印象を持っておりました。

特に最近の特徴につきましては、先ほど副知事さんからもお話がありましたとおり、 やはり金額が高額化していると、なおかつ、ターゲットに高齢者が多くなっているん ではないかと。しかもITの発達によって、非常に被害回復が困難になっているとい うような状況にあろうかと思います。その中で、被害救済を迅速にするためには、関 係諸機関、今日も県庁でも連絡員として多数の部署からおいでいただいていますし、 そういう情報共有が非常に大切だと思います。

また、特に今日もおいでいただいている金融機関の方々とか、別の機関、警察とか、 民間団体を含めて協力体制を敷いていかなければならないのかなと思っています。

やはり、消費者被害、特殊詐欺についてはいろいろ広報していただいておりますが、 それでも被害は発生してしまう。そうすると、なかなか広報というのはどの程度意味 があるのだろうかという疑問も生じてしまうんですが、それでも広報を一所懸命、こ ういう被害がありました、こういう手口で騙されますよといったことは、なるべく広 く、しつこくやっていかなければならないのかと思います。

もう1つは、教育でございます。今日はいろいろそういう観点からお話をいただけるようですが、消費者の方に法律はどうなっているんだということを具体的な一番基本的なところと最先端なところ、例えばクーリングオフとか、いつ権利義務が発生するとか、クーリングオフのような被害救済の制度がいっぱいあることを広く知っていただくことはとても大事なことなのかと思います。

長野県の消費生活基本計画につきましては、今後4年間の県の消費者行政の屋台骨を担うものと私は認識しておりますので、よりよく、なおかつ使い勝手がよく、さらに実効性があるものになるよう私も微力を尽くしていきたいと思います。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

【樋口課長補佐】

山岸会長、ありがとうございました。

当審議会では、職務代理者につきまして、長野県消費生活条例第 40 条で準用する第 27 条第 3 項の規定によりまして、会長が指名することとなっておりますので、職務代 理者のご指名をお願いします。

【山岸会長】

それでは、鶴田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【樋口課長補佐】

鶴田委員が職務代理者に指名されました。

それでは、会議事項の(2)に入らせていただきます前に、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の会議資料の資料1から6までと、参考資料1から4までにつきましては、先日お配りしました資料と同じものでございます。

また、1 枚ものになりますけれど、「長野県消費生活審議会の運営について」という A401 枚のものと、室の方で年4回発行しております「くらし まる得情報」というものを、お手元に配付させていただいております。ご確認をお願いします。

次に、本日の会議でございますが、録音をさせていただいております。後日、議事録という形で取りまとめを行う予定となっております。ご発言につきましては、マイクを通していただきまして、ご発言いただきますようよろしくお願いします。

また、会議の終了時刻でございますが、おおむね午後3時30分を予定しております。 ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、当審議会の議長につきましては、長野県消費生活条例第 40 条で準用する 第 28 条第 1 項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、議事の 進行をお願いいたします。

それでは、山岸会長、よろしくお願いいたします。

5 会議事項

【山岸会長】

それでは、会議事項に入りたいと思います。実り多い議論ができますよう、委員の 皆さんのご協力をお願いいたします。

お手元に、事務局から「長野県消費生活審議会の運営について」が配付されております。

当審議会の運営につきましては、平成 21 年度の初回の審議会において、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることになっておりますので、ご了承をお願います。

本日の会議に関して、報道を含め、傍聴者が撮影・録音する場合は、事前に会長に 許可を得ることとされておりますけど、会長として、本日の会議について、傍聴者の 撮影・録音を許可することにいたしましたので、ご承知おきください。

(傍聴者入場)

【山岸会長】

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、知事から当審議会に「県の消費生活基本計画策定について」諮問がありますので、お願いします。

【加藤副知事】

それでは、「県の消費生活基本計画策定について」、諮問を行わせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いします。

(諮問書により伝達)

【山岸会長】

ただいま、知事から当審議会に対し、長野県消費生活基本計画(仮称)について、 諮問されました。

事務局は、諮問書の写しを、各委員へ配付をお願いします。

【山岸会長】

では、このことについて、事務局から具体的な説明をお願いします。

【逢沢室長】

(諮問書によりスケジュール、策定に係る組織体制、設置要綱について説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。いま、事務局から2つ提案をいただきました。

まず1点は、お手元の策定スケジュール案の一番下のところにありますが、答申案 をパブリックコメントや消費者団体との意見交換会を実施したいという提案です。

もう1点が、今日の審議会についてですね、「消費者教育推進地域協議会」の機能を

兼ね合わせて持たせたいということで、要綱も提案されているところです。 このことについて、ご意見やご質問等ありましたらお願いします。

【鶴田委員】

日程なんですが、前も任命を受けた時にも予定が書かれてあったんですが、とてもタイトスケジュールですよね。具体的な見通しはどのようになるのか。例えば、パブリックコメントをやるときは、国なんかは大抵1か月位期間を出させられるけれども、それでも急でどうやって読んで出しましょうかというレベルなので、実際は、このタイムスケジュールは、どういう見通しで立てられたかお聞きしたいのと、もう一つは、推進地域協議会と審議会の2つがダブることの理由、どうしてこうした方が良いとお考えになったかという理由について、お聞きしたい。

【逢沢室長】

まず日程の件でございますが、答申素案に対しまして、パブリックコメント、意見交換会を実施したいと考えております。11 月の中旬に審議会を開催する予定にいたしておりまして、ご意見を頂戴したうえで11 月中にはなんとか、あるいは12 月初めには取りまとめられるのではないかと考えておりまして、それからパブリックコメントについてはある一定期間、例えば1カ月取るということで、1月中旬にはパブリックコメントをいただいて、1月中には意見を反映ができるのではないかと考えています。従いまして、2月の中旬位になろうかと思いますが、3回目の審議会に答申案をお示しできるのではないかということで日程を、まとめさせていただきました。

【樋口課長補佐】

それでは、2 点目の審議会と地域推進協議会がダブるという点につきまして、私の方で、ご説明させていただきます。

消費者教育推進法が施行されたのが昨年の12月で、その後、Q&Aが国から出されています。審議会は消費者行政の施策全般的なことを行う。それに対し協議会については、教育分野について行う、消費者施策の全体の中の一部であるということで方向性が同じということで、兼ねてもよいとのQ&Aが出されています。審議会の中に、機能を付加して行うことができると記載されているので、それに合わせて今回やらせていただきました。加えまして、先ほど諮問させていただきましたが、消費生活基本計画というものがもともとなかったということで、全国的にもまだ26都道府県しかなく、今回、消費者教育推進計画を作るという話になりましたので、それに併せて全体の計画である基本計画を作りたいというようなこともありまして、それには、この審議会が一番受け皿としてはいいんじゃないかということで、兼ねさせていただくという形を取らさせていただいているということでございます。

【鶴田委員】

私は、そのとおりでよいと思うのですけど、むしろ一緒にすることのメリット、教育は教育で、消費者問題は消費者問題でというよりも総合的に消費者問題をとらえるという点では、積極的な意味も持っていると捉えた方がいいのではないかと思ったものですから。

【山岸会長】

はい、ありがとうございました。

私から1点。今、鶴田委員からお話があったのですが、パブリックコメント等を、国のパブリックコメントを見ていても膨大なものですから、私もいちいち見ていられないという感じなんです。なるべく広く県民の方に知ってもらうという意味で、パブリックコメントはとっても意味があることだと思うのですが、それをどうやって意見を言いやすいような形に持っていくかということが、とても大事じゃないかと思っています。そのようなところで、次回素案を頂けるようなので、パブリックコメントとか意見交換の在り方等を含めてご検討をいただければと思います。

【逢沢室長】

スケジュールにつきましては、いろいろな進捗状況をみまして無理のないような形で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【久保田委員】

ちょっと、確認させていただきたいですが。ただいま、消費生活審議会長に、諮問をいただいたわけですが、今、新しく消費者教育推進地域協議会を設置して、諮問の協議は消費者教育推進地域協議会でやるということなのか、審議会でやるのか、どうなるのでしょうか。

【逢沢室長】

今回ご審議いただきますのは、あくまで消費生活基本計画ということでございます。 その中に教育といった部分がございまして、一部は教育推進計画というような部分も 含まれてくるといった意味でございます。今回はその全体という意味で、消費生活基 本計画という形で諮問させていただきましたところでございます。また、委員さんの お立場は、2つの立場を兼ねるということでございまして、基本的には、消費生活審 議会を開催した時は、推進協議会も同時に開催させていただいているという考え方、 取扱いでお願いできればと思います。

【山岸会長】

ありがとうございました。他に何かご質問等、ございますでしょうか。 それでは、まず2点の提案について、お諮りしたいと思います。

まず、パブリックコメントや消費者団体との意見交換会を実施するという点については、これを実施するということでよろしいでしょうか。

異議がないようですので、事務局は実施の方法について、具体的に検討を進めていた だきたいと思います。

次に2点目ですが、先ほどから、お二方からご質問をいただきました当審議会が消費 者教育推進地域協議会のメンバーを兼ねると、そういった役割を担うということにつ きまして、ご承認いただけますでしょうか。異議のある方、いらっしゃいますでしょ うか。

はい、ありがとうございます。それでは、当審議会は、消費者教育推進地域協議会の 性格をも併せ持つとします。よろしくお願いいたします。

では、これで、会議事項(2)の「消費生活基本計画策定について」は、終了いたします。

【山岸会長】

つづきまして、(3)国、県における消費者行政の現状と課題について、事務局から説明をお願いします。

【逢沢室長】

(配布資料、資料1、2、3で説明)

【教育委員会 竹内指導主事】

(配布資料、資料4で説明)

【逢沢室長】

(配布資料、資料5で説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。かなり、はやいご説明だったので、つかみにくいところが あったかもしれませんが、まずは現況ということで資料1からご説明いただいたわけで すが、資料が国の動向、歴史を広くご説明いただいた、次に、資料2の方で長野県の消 費者施策がどうなっているんだということをご説明いただきました。資料3の方で具体 的に、消費生活センターにどういった消費者被害の相談があるかといったご説明、資料 4 で教育現場でどのような消費者教育がなされているかといったご説明を。最後に課題 をご説明いただいたという形だと思います。

まず、今、説明のあった全体について、現況、課題について、日頃皆様が仕事あるいはお隣近所との話の中で、それぞれのお立場からご発言いただければありがたいと思います。フリーディスカッション的に進めたいと思いますが、何かございますでしょうか。 折角ですから、遠慮なさらずに必ずご発言いただくような形でお願いします。

【重委員】

少し、質問させていただきたいのですが、先ほど市町村と県の相談センターの割合が、 長野県の場合は逆転しているぐらいの少なさということなのですけど、できて日も浅い ということも言えないと思うのですが、どうしてこんなにも全国の数値と差があるのか ということについて、どのように思っているのか教えていただきたいと思います。

【逢沢室長】

資料2の13ページのところでございますが、市町村の消費生活センターの設置も全国的にはだいぶ進んでいまして、本県の場合は8市の10.4%ですが、全国的には36.8%という数値で消費生活センターが設置されている。その辺のPR、消費生活センターが本市にもあるとか、市町村が一義的に相談の場といった広報が進んでいるといった意味で相談の件数についても、県の方に行くか市町村の方に行くかで、こういった差に表れているんではないかと思っています。

【重委員】

10.4%ということで、いかにも低いなという気がします。市が設置するのは何とかなるかもしれない。町村のところでそれを設置していくということは、難しいかなと思います。

前にも申し上げたことがあると思いますが、もう少し広域にして相談ができる場所を つくるとかいう方向で、もう少し県民が身近な町村で相談できるようなところをつくっ ていくという努力が必要じゃないかなと思います。

【逢沢室長】

委員さんのおっしゃるとおりだと思います。市の場合には財政的にもある程度余裕がありますからいいのですが、なかなか小さい市町村へいきますと、相談件数も少なかったりして、また、財政的な規模等もございまして難しい状況があります。そんなことで私どもは広域的に、例えば市が中心となって周りの町村を巻き込んで設置してください

というような形で、各市町村にはお願いしているところでございます。毎年、市町村の 課長会議をやっていますが、その折にもお願いしておりますし、また市に対しては、副 知事以下私ども出向いてセンターの設置等をお願いしている状況でございます。

今後とも継続してお願いしていきたいと思っております。

【山岸会長】

ちょうど今、市町村の相談体制の話がでましたので、今日、お二方、市長さん、村長さんいらしていらっしゃいますので、それぞれのお立場から何かご意見があればどうぞ。

【足立委員】

市でも、消費者相談の窓口は一応あります。どういう部署にあるかというと、市民環境課生活環境係というところにあります。飯山市は人口が今2万3千人ちょっと位ですが、そこのところで、1人の職員が他のいろいろな事業を兼務し5つ位の仕事の1つとして行っています。もちろん電話での相談も受け付けるのですが、専門的なことについてなかなか十分な相談ができないというのが現実ですね。ですから今、かなり複雑な事象等がありますので、やはり、このような専門員を育てるのが課題かなと感じております。

【久保田委員】

村の関係では、小さい村でございますが、専門的機関として置けるかといったらこれはちょっと難しいと思うのですが、いずれにしても消費者行政というものは総合行政のなかで重要なことだと思っています。そういうなかで、あらゆる機会を利用しながら、役場また消費生活センターの方へご相談くださいといった広報をさせていただいています。しかし、やはり身近に感じているのは、市町村行政だと思うのですが、まず困った時には、私どもの担当の方へ照会が来ているケースが多いのです。相談件数は少ないのですが。しかし、なにかあると一義的には相談がきます。難しい問題はお繋ぎすることにしている。解決できることは解決している。市町村の窓口の位置づけをセンターとすることがいいのか、役場の通常業務の中で行くのがいいのか。もうちょっとPR的にこういう消費者行政を一生懸命やっていますよという位置づけをしていただけるなら、もっと相談しやすい形になるんじゃないかなと思います。これは組織体制の問題、使い方、機構の問題もあるかと思います。そんなことも検討していただければいいのかなと思います

【山岸会長】

ありがとうございました。今の市町村の相談体制についてでも結構ですし、他の問題でも結構ですので、どなたか発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【山岸めぐみ委員】

今の話とちょっと違いますが、よろしいでしょうか。

資料2の12ページに消費者問題シンポジウムというのが載っていますが、私どもの長野県消費者の会連絡会と県との話し合いの中で、活動計画を立てようとしましたら、今年度の消費者問題シンポジウムは、もしかすると予算の関係で行われないかもしれないというような話があったのですが、どういうことでそうなったのでしょうか。南信の方や長野市から遠くの方は、このシンポジウムが一堂に会する大切な場であるという意見があったので、そのことをお伝えいたします。

【逢沢室長】

本年度の予算の中には、確かにシンポジウムの予算が盛られていません。経過については承知していませんが、ここ3回程実施させていただいており、ある程度の成果が表れたということで、今回1回お休みをさせていただいたというのが実態ではないかと思います。

【織田委員】

関連して。私たち消費者の会、市民団体としてみますと、この消費者シンポジウムで何を活動してきたか発表できる唯一の場でして、それぞれの地域ではあったとしても、そういう意味でこのシンポジウムを無くして欲しくないという意見がたくさんありました。いろんな市民団体が活動しておりますが、県下の中でこういう活動をしていますという一同でわかる場が他に無い訳です。そういう意味では貴重な場所なので、是非継続をお願いとしたいと同時に、シンポジウムの在り方ももう少し検討しながら、というのは、これはほとんど行政主導型のシンポジウムになっていまして、やはり消費者団体のご意見を聞きながらシンポジウムの在り方というのを作って、実施していければよいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

【田口委員】

資料5の裏面についてですが、私は消費者の立場で出席させていただいておりますが、 多様化する消費者問題への対応についてというところで、今までもずっとそうですが、 すごく文字が沢山並んでいるのですが、少しは具体例とかそういう物を出していただい たらどうかなと思います。例えば、食品ロスがありますが、私がこの話で一番ショック を受けたのは、この食品ロス、廃棄する食品がなんと日本全国のお米の量と同じだけの ものが捨てられると教えていただいたんですね。それで、すごい、そんなに沢山なもの が捨てられているんだということを、その数字を出された時に、ものすごく実感として、 こんなにもったいないことをしているんだということがわかったのですが、もう少し私 たち庶民にもどうしたらいいか具体的にわかるように、ただ文字だけづらづらではなく。 松本市の場合ですが、宴会の場合も最後の30分は今まで食べ残したものを、もう一回 席についてみんな召し上がっていただきたいというこういう運動をしている。非常にこ れもわかりやすくて、最後の閉会になる前に、みなさん席にもう一回着いてくださいと いうことでやっています。何か具体的なことを、行政はこういう文字だけでなく、もっ と私たちにもわかりやすい言葉が多少欲しかったかなと思っております。非常に難しい と思いました。

【逢沢室長】

最近、消費者の皆様、環境問題とか食品ロスとかレジ袋とかそういったことに非常に 関心も高まっている中で、消費者としてどういった対応ができるのかといったことを今 後考えていかなければいけないということで、ここに記載させていただいたところです。 もっとわかりやすいというご要望でございますので、また計画素案という段階では、 もう少しわかりやすく示せれるように努力したいと思いますので、よろしくお願いしま す。

【織田委員】

消費者教育の充実というところですが、小中学校、高校と内容が出ていまして、基本的には内容はいいと思うんですが、大学の問題がありまして、というのは大学は経済学部とか将来経営者になるような人を育成するような場ですが、そこが従来は同じように経済的に保護というよりも商売を伸ばすというところで日本はやってきたと思いますが、今でも大学で同じように教えている部分があると先生に聞いていますので、そこらへんもやはり、経済学部とかそこに関係する部のところの大学などで、もう少し消費者を保護できるような経営ができるようなそういった勉強をしていくようなことを教育のなかに生かしていただければと思います。

ですから、例えば、事業者指導の強化といったように問題が起きてから、あなたの会社だめよというのではなくて、問題をおこさないような会社にしていくというのが、私たち消費者にしてみれば安全・安心な社会を築いていける1つだと思うので、そこらへんのところを形としてやっていただきたいと思います。

もう一つ、経済学者のコメントを聞きますと、こうしていくと日本はいいよという感じのコメントを出されているが、多分そうじゃないだいだろうと感じているところがありまして、大学の勉強の在り方にいつも疑問を持っています。

【山岸会長】

ありがとうございました。鶴田委員、何かありますか。

【鶴田委員】

直接には質問のお答えではないのですが、資料4の学校における消費者教育の現状についてというのがありますが、そこに学習指導要領に定められている消費者教育ということで時間数が書いてあるんですけど、まず質問です。この時間数は、どうやって調査されたのでしょうか。

学習指導要領では、時間は決まってないんですよね。これは、どういう数字なのか教えてください。

【教学指導課 竹内指導主事】

御指摘のとおり、学習指導要領には載っておりませんので、いろんな会社で作っていたり学校で作っております指導計画に従って調査をかけて、だいたいこのような時間で扱っていますというのをいくつかの学校とか会社に問合せをして算出したものを載せさせていただきました。

【鶴田委員】

学習指導要領に定められているとすると、ミスプリントになると思うんですね。学習 指導要領は時間数を決めてなくて、どれくらいやるかは、教科書会社が指導案を出され ているものもあるし、市町村単位でこれくらいかなという案のお示しはあるけれど、不 確定なものなのでここに載せるとミスになるので、ここから削除してください。

ただ、私と宮入委員との話では、学校における消費者教育はこれだけやられていたら、いいんです。実際はもうできなくなっている状況があって、その問題はすごく大きくて、いま織田委員の話になったことと併せてやると、学校も実は2つの流れがあって、消費者教育とか食育もそうですが、実際に私たちが生きていくために必要な学びをちゃんとやろうよというのと、もう一方は、そうは言ってもやっぱり学力テスト、国際的な学力テストで上位だよってことで、算数とか理科とかに力を入れていく方向と2つあって、大学も一般教養として消費者教育をちゃんとやろうという実学的な勉強は大事だよという考え方と、もう一つは、学問はアカデミックにいきましょうという狭間の中で、私たち消費者教育を担当しているものは揺れ動いているというのが現状だと思うんです。だから、学校で消費者教育をやろうと言っても、どうしても時間数がこんなに無いんです。がら、学校で消費者教育をやろうと言っても、どうしても時間数がこんなに無いんです。だめら、学校で消費者教育をやろうと言っても、どうしても時間数がこんなに無いんです。だったが、小学校も中学校も高校も家庭科の時間数は、ここ十年の間で半減位になっているんです。高等学校は、長野県はいち早く男女共学の家庭科を実施して、家庭科から見ると希望の県だったんだけど、やっぱり4単位が2単位に半減しているのがほとんどです。

だから、こんなにやれてないはずです。どこも。そういう現状のなかで、消費者教育を一方でやりなさいと言っていて、一方は大学の受験でいい成績を上げなさいというその狭間で動いている中で消費者教育をどうやっていくかという問題だと思うんです。だ

から、私は先ほどの問題を私の問題意識から発すると、消費者教育を教育関係者だけじゃなくて考えていかないととても突破口はでてこない。例えば自立といったときに、自立の基礎的なものはやはり教育とかになるとすると、一方でやりたくてもやれない現状があると。その中なので、長野県が一緒に教育を含めて考えていくというやり方はすごくいいなと思っているんです。だから織田委員の直接的に言うと、おっしゃるとおりなのですが、やっぱり、一方では大学の留学生をどう増やすか、国際競争力を、世界で大学のランクをどうやって国際的にアップするか、そっちにいくとこういうことがネグレクトされる。そういう狭間にいるのじゃかいかと思うんです。教育はできれば、教育委員会の方で学校における消費者教育が長野県はどうなっているのか、現場の先生にお尋ねになると、教科書の資料も重要ですが、長野県の現状を掴むという意味で、そういう調査をしていただければと思います。ただ、家庭科はすべて消費者教育と関連しているので、全部消費者教育といってもいいかもしれないので、ターゲットを絞った消費者教育ということで調査されてもいいんじゃないかと思います。

【宮入委員】

現場の高校の家庭科での話をさせていただこうと思います。平成元年から消費者教育が学校教育に取り入れられて25年になりますが、なかなか消費者教育問題が変わってまいりません。

昨年中信地区の学校で情報機器の調査をして大変驚いたのですが、2年生は携帯電話を80%持っていました。1年生はスマートフォンを80%持っていました。1年でガラっと変わってしまいました。それに伴っていろんな問題が出てきます。最近新聞で「ライン」の問題が取り上げられていましたけれど、私どもではすぐに対応できかねる部分が出てきます。私は、学校で学んだことが社会に出た時に、過去のものになってしまうという事が、あると思います。ですから、学校では消費者として主体的に判断するにはどうしたらいいかということを子どもたちに教えてやれればと思っています。

先ほど、ライフステージ、それぞれの年代に合った消費者教育と言われましたが、そちらの方を充実させていただければ思います。例えば、子育て中の方の被害と高齢者では被害の内容が異なってくると思います。インターネットを利用した消費生活センターに相談できるシステムや被害例の案内など、様々な窓口を作っていただければと思っております。

学校は消費者教育を行いますが、携帯電話やスマートフォンのように一年でガラっと変わってしまうこともあり、追いつかない部分もあります。資料の中にコーディネーターとありましたが、そちらにお願いすれば高校生対象にはこの方、小学生対象にはこの方というように講師等を紹介頂ける部署が消費者センターの中にあれば有難いと思います。

【逢沢室長】

消費者教育に関する講師は、ある程度はお名前を把握しておりますし、職員が高校等へ出かけていき、出前講座といった形の中で実施させていただいている部分もございます。どちらをとられるにせよ、私どもにご相談いただければ職員なり、そういった講師をご紹介させていただくなり対応させていただきますので、特に職員が実施する場合には、学校に限らずどこででも実施できますから、ご相談いただければと思います。

【宮入委員】

そういった窓口はいくつあってもいいと思います。他にもそのような窓口はありますが、いろいろな方向から対応していくことが必要と思います。またご相談させていただきますけれどよろしくお願いいたします。

【小金委員】

お願いが2つあります。1つは消費者啓発です。

今まで悪質商法被害防止については力をいれて啓発していただいています。

しかし消費者問題の範囲は広く悪質商法はその中の一分野です。

消費者行動が社会に与える影響についても考えられる消費者市民を育成するための 啓発も行っていただきたいと思います。

2つ目は事業者指導です。

「法の迅速・厳正な執行」が求められています。

室長さんからも「悪質業者が増えている」「相談は氷山の一角」とのお話がありました。法律は大変整備されてきています。

県では不当取引調査員に加え事業者情報調査員を設置されました。

相談カードを精査していただき是正指導するなど厳正な法執行をお願いしたいと思います。

【逢沢室長】

ありがとうございます。啓発資料の中で多様な消費者被害を紹介してとのご意見をいただきました。私どもでも、チラシとかテレビとかでいろいろなPRをさせていただいているわけですが、またいろいろお気づきの点がありましたら、やっているつもりでも至らぬ点があるかと思いますので、具体的にお教えいただければと思います。

それと、厳正な法執行という面でございますが、昨年はしばらくなかった行政処分を 実施しております。従来どおり、私どもも厳正な法執行に努めてまいりたいと思ってお りますので、ご理解をいただければと思います。

【山岸会長】

ありがとうございました。もしまだ何かありましたら、最後にご発言いただきますので、時間もありますので、次に進めさせていただきます。

それでは、(4)長野県消費生活基本計画の骨子について、事務局から説明をお願いしま す

【逢沢室長】

(資料6により説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。骨子について、この案にとらわれず、ご自由に意見をお願いします。

【重委員】

これにとらわれなくていいということですので、感じたことを言わせていただきます 1章、2章については、こういうことだろうと思います。3章のところですが、基本理 念については、条例からこういうことが出てくるということはいいが、その後は、かゆ いところがかけないというか、私にとっては、どれも確かに大事なことですし、当然こ ういうことによって、消費者の生活の安心と安全が確保されていくと思うのですが、こ れを見て、県と県民、あるいはその他の団体、要するに県民全体でやっていくという時 にイメージが全然わかないんです。今、実際に一番起こっているのは高齢者の方の金銭 的な被害、あるいは、若年の方たちのスマホとかインターネットにおける被害というの が一番大きな被害だと思うのですが、まず、県民に真っ先に起こりうる具体的な被害に 対して、特にこの4年間の計画の訳ですから、どうしていくかそれが真っ先にわかるよ うにしていく計画が必要じゃないかと思います。言葉自体もすごく難しいですし、具体 的にどのようにしていくかということがすごくわかりにくいですし、これは行政側とす ればこういう形だとは思うのですが、一般県民としては、これだとわかりづらいと思い ます。いろいろ細かいことはあるんですけど、県民とともにやっていくということを明 確化するという意味でも、こういう形ではなく、もう少し具体的に県のやることもわか るし、県民がどういうことをするかということもわかるというような計画にしていただ いた方がいいんじゃないかという気がします。

【逢沢室長】

わかりました。これは、項目出しみたいな形で、これにいろいろ具体的なものが入る ということでご理解をいただければと思います。次の素案をお示しする段階で委員さん のおっしゃった形に、なるべく反映できるようにしたいと思っています。

【足立委員】

今の重委員さんのご意見に似ているんですが、これは、26年から29年までの4年間の計画なんですね。この次の4年間でどういう問題を解決しようかということを、やはり明確に打ち出さないといけないと思うんです。今、これこれこういう問題がある。しかし次の4年間ではこういう問題について、こういうふうに取り組みますよという、要するに問題解決のアプローチを示す計画でないといけないと思います。

市町村でもいろんな計画を作るんですが、かなり切り込みます。今、具体的にどういう問題があって、それを解決するためにはどうしたらいいのか切り込んで、それを次の計画に盛っていく。そうしないと、前の計画と今度の新しい計画とどこが違うんだということになる。

特に消費生活というのは解かりにくいもんですから、その辺をもっとはっきりさせた 方がいいと思うんです。

併せて、消費生活というのは、ただ品物を買うということではなくて、多重債務とか いろいろな課題があって、要は生活していくうえでお金をどう賢く使っていくかという ことに尽きると思います。そうしますと消費生活の根幹となる問題は何かというと、2 つある訳でございます。1つは、教育の話です。どういうふうにお金をうまく使うかと いうことを、小さい頃からお年寄りまで、学ぶことをもっと増やさなければいけないと 思います。いまの学校は、先ほども話が出たのですが、教養とか専門知識は勉強するん だけど、社会生活をしていくうえでどのような知識が必要かということに、あまり学校 教育の中ではやってないんですよね。しかし、それがとても大事なことだと思います。 これは、教育委員会の中身と絡むのですが、先ほどの時間を見るとあれは、1年間です よね。1か月じゃないですよね。ほとんどやってないみたいなものですから、もっと社 会生活でお金を使っていくときにどういう大切なものがあるかということを、教育の中 で取り組んでいった方がいいのじゃないかと思います。それからもう1点は、何かとい いますと、不法な取引にどのように対応していくかという課題だと思います。相談窓口 を増やすとか指導をするとか、不法な取引に対してどのように対応するかということの 整理だと思いますので、次の時に、現状はどういう課題があって、次の計画ではこれを 行うということを、もっと鮮明にしていただき、あとは全体を網羅していただくという ようなものが非常にいいんじゃないかと思います。

【逢沢室長】

ありがとうございました。市長さんおっしゃるとおりかと思いますので、今度の素案を示すときには考えさせていただきたいと思います。ただ、今回の資料につきましては、現状と課題というところまで整理させていただいておりまして、次回の時に、重点施策

をお示しして、皆さんからご意見を頂戴したいと考えております。次回の資料で、こういうところに力を入れたいといった形のものをお示ししますので、ご議論いただければと思います。

【鶴田委員】

私は重委員の言われたことは、違うように理解して、基本理念のところ、県はこういうことを、県民の皆さんにしてあげますよというふうに見えてしまう。でも、主体性ということはずっと言われてきているので、県と県民は、こういうふうに消費生活をやっていきますよというふうに、理念の中に、県がこうしますではなくて、県と県民はこういうことをやっていきましょうよというのが一番の理念で、あとの細かいことは具体的な中身なんですよね。私から言わせれば。県民の意見を施策に反映といえば、いつまでも消費者からみれば、権利は尊重されているけれど、主体にはなり得てないと思います。県と県民が、よくやるように国に役割とか国民の役割とかそういうふうにやって欲しくはないですが、そこの理念が実はすごく大事かなと思います。

先ほど 4 年間ということでも、私は、今、こういうことが問題だからこういう基本計画ですよというものではないのではないかと思います。やはり、具体的に消費生活基本計画の県としての基本理念を示すので、やや硬くなる。その中に、当面、具体的なものはこうするというのは、章とか部の構成の問題で、当面、こういうことがあるからこうするというものではないと思う。消費生活の基本的な考え方をまず示して、それから当面の具体的なものを、消費生活は本当に刻々と変わるので、そこにはただ基本的な理念を示しただけではだめということもあるので、それは部構成だと思います。

また、もう 1 つは、議論がごっちゃになっているなと思うのは、論議するときに活字になりますよね。県民に示すときには、今、国でも基本計画と概要を一緒にやったり、文科省でももっと絵入りで柔らかく出したりしていますよね。だから、基本計画の文書そのものと、それをどういうふうに県民に分かりやすく示すかっていうことは、分けて議論した方がいいと思うのです。文字ばっかり読んでもわからないですよね。専門家が見てもわからないと思います。少なくてもそういう文章にはしないということを前提にしたうえで、なおかつ、どのように骨子を示すか、パブリックコメント出す時、どういう段階で出すか、どういう文章で出すか見通したうえ議論していった方がいいんじゃないかと思いました。

【山岸会長】

ありがとうございました。何か、他にございますでしょうか。

今、委員の方々からの出たことを踏まえて、11 月の素案には配慮していただければと 思います。 時間の関係もありまして、以上で予定していた会議事項はすべて終わりましたが、この際、何らかの発言をしたいということで、まだ言い足りない方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いします。

【加藤副知事】

今日は委員の皆様、ご多用中ありがとうございました。

貴重なご意見をいただいて、十分ご意見を踏まえたうえで、次にご提案させていただ きたいと思います。

委員の何人かの皆様にご指摘いただきましたように、この基本計画は長野県で初めて作る計画でございます。2回目、3回目書き換えるといった計画ではございませんので、是非、何でもそうですが、計画をつくる過程ではものすごいエネルギーをかけるんですが、国もそうですが、県もそうですが、作ったあと、誰が計画に基づいてアクションを起こすのか、取り組んでいくのか、オール長野でやらなければ、間に合わないという話でございます。計画を作ってお終いという計画には絶対したくないと思っていますというのが1つ、という意味からも、これは県が作る初めての計画ですが、鶴田委員からも指摘がいただきましたが、県、県民が一体となって進めて、この計画に基づいてやっていくのだという意味からも、今年の4月、冒頭のあいさつでも申し上げ差していただきましたが、あらたな5か年計画、しあわせ信州創造プランを作らせてスタートさせていただきましたが、ここの計画の特徴の一つとしまして、県民の皆様方へのお願いというのを各テーマごとに掲げさせていただきました。しあわせ信州を築いていくうえで、行政で税金を使ってやれることは限りがございます。県民との協働なくしては、しあわせな信州など築いていけないと思っておりますので、この消費生活基本計画、仮称でございますが、この計画もそういう計画にさせていただきたいと思っております。

それから、今日、教育の話が出ましたけれども、教育も大変重要でございますけど、今、学校現場で行われている消費者教育、時間がどれくらい割かれているのかということも含めて、課題もございますので、教育は学校現場に任せておけば、消費者教育はOKという話ではございません。ましてや、学校で教わったこと、試験が終わっても学校を卒業したあとも、忘れられては困る訳です。生活者として生きていくうえで権利を侵害されたり、あるいは多額の消費者被害に遭っては困る訳ですから、学校卒業しても習ったことを忘れないで、身につけてもらわなければいけない。それは、宮入委員からもご指摘がありましたけれど、それぞれのライフステージごとに、教育や啓発を意識をして取り組んでいかなければいけないと思っております。冒頭1月に知事から緊急宣言させていただいたということですが、1月と9月の間にも、1月は1億数千万でしたが、もう被害金額は6億になっております。こういう事態を踏まえて、危機感をもってこの計画もいいものを作らせていただきたいと思いますので、どうぞご指導方よろしくお願いします。

それから、会議の回数がご案内のとおり 3 回ということで、タイトなスケジュールで ございますので、1回あたりの時間が2時間に限らないかもしれませんが、何卒会議を 含めて、いろいろな場面で先生方のご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願 いします。今日はありがとうございました。

【山岸会長】

最後に、一言だけ私の意見を。

具体的なところでは、消費者っていうのは何かというと情報の非対称性といわれてもよくわからないのですが、簡単にいうと素人だということ。専門家ではない。何もわかっていない。何も解かっていないという言い方は失礼かもしれませんが、例えば、テレビの構造、スマホの構造、どうしたらどういうところに繋がるとかわからない状態である。そういう人たちをどうやって被害に遭わないようにするかということは、容易にはいかないんだろうなと。具体的なイメージの元に計画は策定されるべきであろう。もう一つ忘れてはいけないことは、高齢者が被害にあっているということがどういうことかというと。なけなしの虎の子のお金がとられているということなんだと思います。企業であれば1億損しようが、2億損しようが優良企業であれば立ち直ることができますけど、高齢者が何百万円の被害にあったときに、もう一回働けというわけにはいかないので、そういった視点も必要なのかなと思います。

先ほど副知事さんから話いただいたとおり、計画を作っただけでなく、よりよいものにしていき続けなければいけない。かなり面倒なことになるという覚悟が必要なのかな。 規制については一つ提案をさせていただくとすれば、不招請勧誘の問題ですね。要するに来てくださいと言われるまでは、来ちゃいけないということになっていないと、多分、高齢者の被害はかなりの部分で防げないのかなと思います。条例があるというところもあると聞き及んでいますが、法律の範囲内で、どこまでできるかは検討に値すると思っている。雑駁な話で恐縮ですが、私からは以上です。

何か他に意見はありますか。

【鶴田委員】

しあわせプランを配ってください。みなさんご存じないと思いますので。

【加藤副知事】

今日、ご用意しておりませんので、お送りさせていただきます。

【久保田委員】

最近聞いた情報なんですが、高齢者の皆さんがターゲットとなるということですが、 介護保険の関係になると思いますが、介護施設へ 100 万円位振り込んだという話がきて

います。

しかも、よく話をしたいということで、男性、女性 2 人の方が訪ねてくるということ で約束を取り付けてしまって困ったという話が来ていましたが、新らたな介護問題をタ ーゲットにした事例があるのかないのか。

それで職員が、本当にその法人があるかどうか確認したところ、ネット上では確認できなかったということでございますので、これが問題かどうかわかりませんが、新たな動きもあるということで、よろしくお願いします。

【山岸会長】

ありがとうございました。それでは、ご発言もないようなので、議事を終了させていただきます。本日は委員の皆さんから大変貴重なご意見・ご提案をいただきました。次回は11月の開催予定になっておりますが、県においては、本日の審議内容を反映させた答申素案の原案を作成し、次回の審議会へ提出していただくことになります。

委員の皆様はご多用の中、審議会へご出席いただき大変ありがとうございました。また、熱心なご意見等をいただきまして、心より感謝申し上げます。それでは、審議については以上でございますので、マイクを事務局へお返しします。

6 閉 会

【逢沢室長】

本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。本日頂戴しました 意見の趣旨を踏まえまして、計画の素案に反映させていただきたいと考えておりますの で、皆様には引き続きよろしくお願いします。

【樋口課長補佐】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認い ただくことになっております。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

以上で、本日の審議会は終了とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。